

## 4月1日から喫煙場所の規制スタート

### なくそう!望まない受動喫煙

健康増進法が改正され、2020年4月1日より事業所、ホテル、飲食店など多くの人が利用する施設は原則屋内禁煙になります。喫煙場所を設ける場合は、法の基準を満たした各種喫煙室の設置が必要です。

また、喫煙室を設置する施設には、必要事項を記載した標識の掲示が義務付けられます。

### 喫煙専用室を設置した施設の標識例

#### 1 喫煙専用室設置 施設を示す標識



喫煙専用室あり  
Designated  
smoking room  
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

#### 2 喫煙専用室を 示す標識



喫煙専用室  
Designated  
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

※20歳未満の方は、喫煙エリアへの立ち入りが禁止になります。

施設内に喫煙専用室がある場合は、  
施設の入口に①の、  
喫煙室の入口に②の  
標識を掲示することが  
義務付けられます。



◎受動喫煙対策推進マスコット「けむいモン」

### 飲食店は禁煙標識の掲示も!

#### 秋田県受動喫煙防止条例

「秋田県受動喫煙防止条例」では、県内の飲食店に「禁煙」標識を掲示するよう願っています。

#### 店内完全禁煙店の目印

県が作成した「禁煙標識ステッカー」&  
「飲食店掲示用ポスター」を以下の窓口  
で無料配布しています!

(配布場所) .....

- 県健康福祉部健康づくり推進課
- 県地域振興局福祉環境部 (県保健所)
- 秋田市保健所

★「美の国あきたネット」からも  
ダウンロードできます。

空気がきれいなお店の目印 秋田県 🔍



ステッカー

施設管理者の  
皆様は準備を  
お願いします。



#### お問い合わせ

健康づくり推進課  
専用ダイヤル ☎018-860-1429

健康づくり推進課  
副主幹  
さくらば ゆう  
櫻庭 遊

## 県民の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染症 について ~大切なお知らせです~

#### 咳エチケット

- 咳やくしゃみをするときは、周りへの感染を防止するため、ティッシュなどで、口と鼻を覆いましょう。
- 使用したティッシュは、ウイルスなどの病原体が付着しているので、すぐにゴミ箱に捨ててください。
- その後、十分な手洗いも忘れずにしてください。



#### 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴です。  
感染から発症までの潜伏期間は、1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。

## 県からのお願い

◆以下のいずれかに該当する方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

✓ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

✓ 強いだるさ(倦怠感)や、息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患等のある方、妊婦の方は、この状態が2日程度続く場合には、  
ご相談ください

県保健・疾病対策課 ☎018-860-1427(受付時間 9時~21時 土日祝日も対応)  
秋田市保健所(秋田市にお住まいの方) ☎018-864-1660(受付時間 9時~21時 土日祝日も対応)  
お近くの県保健所(受付時間 9時~17時 土日祝日を除く)